

問 I - 1 - ④ (一般法人移行時の旧主務官庁の設立許可の取消方法)

一般法人に移行する場合に、〇〇省の法人設立の許可を取消するにはどうすればいいのですか。

答

- 1 一般法人への移行申請をする場合は、旧主務官庁に法人設立の許可の取消申請をする必要はありません。
- 2 なお、移行認可を受けた特例民法法人は、特例民法法人の解散の登記と一般社団(財団)法人の設立の登記をすることになります。
この登記をしたときには、遅滞なく行政庁と旧主務官庁にその旨を届け出ることが必要です。

【注】

解散の登記と設立登記とありますが、これは登記制度において、旧法人登記簿から新法人登記簿に転記する際に「解散・設立」という手続を踏むものであり、実際に解散行為、設立行為があるわけではありません。したがって、法人は移行の登記の前後において、名称等は変更されますが、法人としては同一性を持って存続することになります。

(参考条文)

整備法第 121 条 第 106 条の規定は、第 45 条の認可を受けた場合の登記について準用する。この場合において、第 106 条第 1 項中「公益法人(公益法人認定法第 2 条第 3 号に規定する公益法人をいう。以下この章において同じ。)」とあるのは、「一般社団法人又は一般財団法人」と読み替えるものとする。

整備法第 106 条 特例民法法人が第 44 条の認定を受けたときは、その主たる事務所の所在地においては 2 週間以内に、その従たる事務所の所在地においては 3 週間以内に、当該特例民法法人については解散の登記をし、名称の変更後の公益法人については設立の登記をしなければならない。この場合においては、一般社団・財団法人法第 303 条の規定は、適用しない。

- 2 第 44 条の認定を受けた特例民法法人は、前項の規定により解散の登記及び設立の登記をしたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、行政庁及び旧主務官庁に、その旨を届け出なければならない。